

令和5年度

西之表市水道事業会計
資金不足比率審査意見書

西之表市監査委員

西 監 第 1 6 号
令和 6 年 6 月 2 6 日

西之表市長 八板 俊輔 様

西之表市監査委員 廣瀬 正和
西之表市監査委員 田添 辰郎

令和 5 年度西之表市水道事業会計資金不足比率審査の意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定に基づき審査に付された令和 5 年度西之表市水道事業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、次のとおり意見書を提出します。

令和5年度 資金不足比率審査意見

1 審査の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表するようになっている。

このことから、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼に審査を実施した。

2 審査の意見

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	令和4年度	令和5年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	(%) 0	(%) 0	(%) 20	

(2) 個別意見

・資金不足比率について

資金不足比率は、資金の不足額{(流動負債173,208,585円－控除企業債等153,617,703円＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高0円－流動資産387,682,896円)－解消可能資金不足額0円}を事業の規模(営業収益386,469,992円－受託工事収益613,789円)で除した数である。

令和5年度の資金不足比率は、0%となることから、資金不足はなく、経営健全化基準の20%と比較しても、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。